

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社かわでん			コード	6648
提出日	2023/5/30	異動（予定）日	2023/5/30		
独立役員届出書の提出理由	社外取締役1名の独立役員の指定が解除されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	奥村 勇雄	社外取締役	○																有
2	眞鍋 嘉利	社外取締役																指定解除	
3	竹内 正樹	社外取締役	○																有
4	中川 隆進	社外監査役	○																有
5	荒木 新五	社外監査役	○																有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		会計検査院、大学教授等、豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に期待できるものと考えているためであります。また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定するものであります。
2	眞鍋 嘉利氏が業務執行者を務める企業と取引関係にあるため。	
3		証券会社において培われた豊富な経験及び幅広い見識を有しており、その経験を当社の経営体制強化に期待できるものと考えているためであります。また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定するものであります。
4		大蔵省、銀行取締役等での知識・経験に基づき経営についての意思決定や代表取締役の業務執行などに対し客観的かつ公正な意見が期待できると考えているためであります。また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定するものであります。
5		弁護士及び法科大学院教授としての知識・経験に基づき違法性のチェックを期待できるものと考えているためであります。また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定するものであります。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。